

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社T & Dホールディングス	コード	8795
提出日	2024/6/5	異動(予定)日	2024/6/26
独立役員届出書の提出理由	・2024年6月26日(水)開催予定の第20回定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)		

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	渡邊 賢作	社外取締役	○															○		有	
2	山田 眞之助	社外取締役	○															○		有	
3	加藤 正純	社外取締役	○																△	新任	有
4	夫馬 賢治	社外取締役	○																△	新任	有
5	日戸 興史	社外取締役	○																△	新任	有
6	太子堂 厚子	社外取締役																	○		

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		渡邊賢作氏を独立役員に指定する理由は、同氏が当社の定める社外取締役の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、また企業法務に精通した弁護士として高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため。
2		山田眞之助氏を独立役員に指定する理由は、同氏が当社の定める社外取締役の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、また公認会計士として高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため。
3	加藤正純氏が代表取締役を務めていたラッセル・インベストメント株式会社(以下、ラッセル社)と当社子会社との間には投資信託に関する取引がありますが、当社子会社からラッセル社へ支払う信託報酬額(年間)は、ラッセル社の売上収益(年間)の1%未満です。	加藤正純氏を独立役員に指定する理由は、同氏が当社の定める社外取締役の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、また銀行の代表執行役員社長および外資系資産運用会社の代表取締役副会長として、企業経営に携わった豊富な知識・経験を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため。
4	夫馬賢治氏が代表取締役CEOを務める株式会社ニューラル(以下、ニューラル社)と当社との間には、アドバイザー契約に基づく取引がありますが、当社からニューラル社への支払金額は2百万円未満(年間)でした。	夫馬賢治氏を独立役員に指定する理由は、同氏が当社の定める社外取締役の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、またサステナビリティ経営及びESG投資のアドバイザー会社の経営者として豊富な知識・経験を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため。
5	日戸興史氏と当社との間には、アドバイザー契約に基づく取引がありますが、当社から同氏への支払金額は2百万円未満でした。	日戸興史氏を独立役員に指定する理由は、同氏が当社の定める社外取締役の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、またグローバルに事業展開をしている東証プライム上場企業の取締役執行役員専務CEOとして企業経営に携わった豊富な知識・経験を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため。
6		太子堂厚子氏を独立役員に指定しない理由は、同氏が当社の定める社外役員の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、また企業法務に精通した弁護士として高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるものの、同氏の所属する法律事務所のルールに従うため。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、過去に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。